

# 群馬県適正化通信 NO.101(平成29年1月号)

## 平成28年度安全性評価事業（Gマーク）認定事業所数について

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関は、昨年（平成28年）の12月15日付けで、「平成28年度貨物自動車運送事業安全性評価事業」（Gマーク制度）の申請事業所9,316事業所のうち、9,033事業所を平成28年度安全性優良事業所として認定しました。これにより、全認定事業所数は23,414事業所（全事業所の27.8%）となりました。

群馬県においては、申請事業所203事業所のうち、196事業所が認定され、全認定事業所数は477事業所（全事業所の2.9%）となりました。

### 1. 安全性優良事業所認定状況

（平成28年12月15日現在）

年度	平成15～18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
群馬県	16～151	127	164	220	271	314	354	386	443	459	477
取得率		7.5%	9.8%	13.1%	16.3%	19.1%	21.4%	23.7%	27.2%	28.2%	29.1%
全国		9,712	11,276	13,136	15,217	17,083	18,119	19,257	21,125	22,372	23,414
取得率		11.3%	12.9%	15.2%	18.1%	20.3%	21.6%	23.0%	25.3%	26.7%	27.8%

参考：平成28年度関東地区取得率25.1%

### 2. 平成28年度認定事業所数

（ ）の数字は申請事業所数

	新規	初更	2更	3更	4更	合計
群馬県	29(32)	76(77)	44(46)	29(29)	18(19)	196(203)
全国	1,761	2,396	2,132	1,267	1,477	9,033

### 3. 安全性優良事業所（Gマーク）取得に向けての取組みについて

評価項目「安全性に対する取組の積極性」について、今後申請を予定される事業所は、下記項目について今から取組んで下さい。

#### （1）荷主企業、協力会社又は下請会社との安全対策会議を定期的実施している。

安全運行確保等、交通事故防止に係る輸送の安全に関する自店（営業所）以外の会社（荷主企業、協力会社、下請会社）との安全対策会議の実施状況を判断します。

- ① 同じ相手先と過去1年間（平成28年7月2日～平成29年7月1日）において2回以上実施
- ② 同じ相手先と過去3年間（平成26年7月2日～平成29年7月1日）において毎年1回実施

#### ●資料の確認事項

1. 議事録は相手先作成に限らず、自社作成でも可。また、会議の内容については輸送の安全に関するもので、構内事故、構内作業、荷扱、商品、納品、納期の内容、ISO等の品質に関するものではない。（会議資料も添付する）
2. 同じ相手との定期的な開催（開催年月日の記載）であり、当該事業所の出席者名（別に作成の役職員名簿に記載のある者）及び相手先名が明記されている。

#### 〈チェックポイント〉

- ・当該事業所の出席者名、相手先、車両の交通事故防止に係る輸送の安全に関する内容をカラーのマーカー等により判別可能とする。

#### （2）グリーン経営認証やISO（9000シリーズ又は14000シリーズ）等を取得する。

- この項目については、上記認証やその他の公的な第三者機関からの認定、認証の取得の有無を確認します。

群馬県においては、「環境GS」認定制度が対象となっています。該当する認証等の取得がない事業所においては、「環境GS」の取得をお勧めいたします。（申請方法等は群馬県のホームページに掲載されています。）

・認定事業者総数（運送関係） 154事業所（平成28年12月28日現在）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
新規認定事業所数（運送関係）	12事業所	9事業所	20事業所	21事業所	20事業所

注：詳細は、群馬県環境森林部環境エネルギー課に電話でお尋ね下さい。 TEL027-226-2817

①環境G S認定制度とは

県内の事業者（事業所）が、温室効果ガスを持続的に削減するための計画（Plan）を立て、実行（Do）、点検（Check）、見直し（Action）を行う体制～「環境マネジメントシステム」～を整備し、これを組織的に運用することを支援する制度です。また、その取組を県が認定・公表することで、地球温暖化防止に配慮した事業活動の普及を図ることを目的とします。

②対象事業者

県内に事業所を置く事業者

③特徴

- ア. 申請書を県に提出した時点から認定の対象
- イ. 無理なく取り組める簡易な内容
- ウ. 費用は無料
- エ. 業種、事業規模の大小に関わらず申請可能
- オ. 県が皆さんの取組をサポート

④認定事業者になると

- ア. 認定書及びステッカーの交付（群馬県知事名の「認定書」を交付）
- イ. 事業者名の公表（県のホームページに掲載）
- ウ. 県の支援等（情報提供・研修会・エコドライブ支援装置の貸出し・環境G S省エネ診断員や環境G S推進員の派遣等）

4. 安全性優良事業所（Gマーク）取得に向けた説明会等について

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関では、例年5月初旬にGマーク新規申請、更新申請手続き等の説明会を実施しています。また、新たに平成26年度から、Gマーク取得希望事業所を対象とした勉強会も開催しています。平成29年度の日程等の詳細が決まりましたら、ご案内しますので、希望される方はご参加をお願い致します。

5. 安全性優良事業所（Gマーク）に対する苦情について

Gマーク車両が「安全・安心な輸送」に大いに貢献しているところですが、一方、Gマーク車両の増加に伴い、Gマーク車両による危険運転等悪質違反行為に関する苦情が散見されるようになっております。これらの悪質違反行為は、Gマーク認定制度の信頼を著しく失墜させるものであり、速やかに改善を図る必要があります。

このため、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関では、平成26年12月1日から当該苦情等に対する取扱いを明確にするとともに、是正指導、報告書の提出等により厳正に対処することになりましたので、お知らせいたします。

(1)「悪質違反行為」とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 貨物自動車運送事業法及び道路交通法等関係法令に違反する行為であって、次のいずれかに該当するもの
  - イ 著しい速度超過
  - ロ 著しい過積載
  - ハ 信号無視
  - ニ 急な割込み、煽り行為又は幅寄せその他の交通事故を誘発する可能性の高い危険行為（イ～ハを除く。）
- ② 巡回指導の最重点指導項目に係る著しい違反行為その他Gマーク認定制度の信頼を著しく失墜させる行為

※ 適正化通信は、今月号で101号となりました。今後も法改正や輸送の安全確保を中心にタイムリーな情報を発信していきます。ご意見、ご要望等は適正化指導員 樺澤までお寄せください。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。  
 群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関  
 電話 027-212-8821